

伯耆町病児・病後児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等に通所している児童が病気又は病気の回復期にあるため集団保育が困難な場合に、その児童を施設において一時的に保育することにより、保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

(対象児童)

第2条 事業の対象となる児童は、町内に住所を有する生後3月から小学校3年生までの児童で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 病気の回復期又は当面症状の急変は認められないものの、病気の回復期にはいたらないため、通常の集団保育又は出席が困難な児童

(2) 保護者が勤務等やむを得ない都合により、家庭で保育を行うことが困難な児童

2 前項の規定にかかわらず、疾患の程度やアレルギー体質等により、事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）での受入れが困難と認められる場合は、対象としないことができる。

(事業の実施)

第3条 事業は、事業の実施に関して適切な処遇が確保される施設に委託して行うものとする。

(実施日及び実施時間)

第4条 事業を実施する日は毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除くものとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施施設において診断を受けることができない日

2 事業を実施する時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時30分までとし、土曜日は午前8時30分から午後3時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業の実施時間は、実施施設の状況に応じて延長することができるものとする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする保護者は、あらかじめ、伯耆町病児・病後児保育事業利用申請書（様式第1号）に、伯耆町病児・病後児保育の利用に係る意見書（様式第2号）を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、実施施設は、当該保護者の依頼を受けて、当該使用申請書の提出を代わって行うことができる。

(利用の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、速やかに利用の可否を決定し、伯耆町病児・病後児保育利用承認（不承認）決定通知書（様

式第3号)により、申請者及び実施施設にその旨を通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 保護者は、本事業の実施に要する費用として、別表に定めるところにより、同表に定める額を実施施設に納付しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第 7 条関係）

世帯の区分	実施施設に納付する額
生活保護世帯	児童一人につき、1 日当たり 0 円
生活保護世帯以外の世帯	児童一人につき、1 日当たり 2, 5 0 0 円